

## 議事要旨(2) 企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、企業結合専門委員会では、7月に公表した論点整理における各論点へのコメントを踏まえて検討しており、今回は、今後暫定合意が予定されている、のれんの償却に関する論点についての説明がなされた。また、小賀坂主席研究員より、説明資料〔審議事項(2)-1から(2)-4〕に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、国際的な会計基準では、今後ののれんの非償却に関する取扱いを変更する可能性はないのかどうかとの質問があった。これに対して事務局側からは、現状、少なくとも IASB 及び FASB では、のれんの非償却について再検討をするというテーマアップは行われておらず、議論はなされていないとの回答がなされた。
- 複数の委員より、仮にのれんを非償却とする場合には、適用初年度の経過措置の問題に加えて、減損の取扱いや取得原価の無形資産への配分に関する経過措置についても併せて検討すべきではないかとの意見があった。
- ある委員より、のれんの償却・非償却に関する議論は、取得原価を無形資産に適切に配分した結果としての「コアのれん」に対して行うべきものであるため、無形資産への適切な配分方法の検討は、のれんの償却の議論とは区別して考えるべきであるとの意見があった。
- ある委員より、IFRS のように減損の実施単位を小さくすることによって、きめ細やかな減損テストが実施できるということと、のれんを非償却とすることは、直接結び付くものではないとの意見があった。
- 複数の委員より、のれんを非償却とする場合には、コンバージェンス以外にも納得感のある理由付けを見出すべきであるとの意見があった。また、のれんの償却・非償却に関する議論は、個別財務諸表においては、他の法制とも関連すると考えられるとの意見があった。

以 上